

青少年・治安対策本部 都民の声窓口に寄せられた都民の声（平成 30 年 4 月分）

◆受付件数と区分

（単位：件）

提言	意見	苦情	要望	相談	問合せ	その他	合計
0	13	1	3	3	19	0	39

※上記区分の定義

提言：施策の未実施や不十分さ等について、新たな施策の実施や既存の施策の改善策を具体的に提示し、その実施を求めるもの。

意見：施策や職員の行為についての激励・感謝、評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判を含むもの。

苦情：施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満を申し立てるもの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。

要望：施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。

相談：困りごとについて判断の指針や助言、またはそのために必要な情報や対話を通じて求めるもの。

問合せ：施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねるもの。

その他：都政運営とは直接関係のない事象に関する苦情・要望・提言・意見で、趣旨等不明の訴え等を含むもの。

◆ 寄せられた都民の声と都の対応事例（平成 30 年 4 月分）

▶ （都民の声）

大学 3 年生になる孫が大学を辞めたいと言っている。相談できるところはないか。
（対応）

東京都では、悩みを抱える若者やその保護者等を対象とした東京都若者総合相談センター「若ナビα」という窓口を設けております。

電話やメール等による相談を受け付けておりますので、一度ご相談されてみてはいかがでしょうか。

▶ （都民の声）

24 歳の息子がひきこもっている。本人の自立に向けて親や本人が相談できる場所はあるか。

（対応）

東京都では、東京都ひきこもりサポートネットという、ひきこもりの若者に関する相談に対応する窓口を設けております。電話やメールによる相談に加え、訪問相談も行っています。こちらでは、家族や友人等からの相談も受け付けておりますので、一度ご相談されてみてはいかがでしょうか。

なお、東京都ひきこもりサポートネットの電話番号が平成 30 年 4 月から変更になり、現在の番号は『03-6806-2440』になります。

また、東京都若者社会参加応援事業に登録している NPO 法人等においても、ひきこもりの若者への支援を行っております。

さらに、就労支援としては、地域若者サポートステーションもございますので、そちらの利用もご検討ください。

▶ （都民の声）

外国人在留マニュアルに「アルバイトをする際は、風俗店で働かないでください。」との記載があるが、大手カラオケ店のようなカラオケボックスは風俗店に含まれるのか。

（対応）

外国人在留マニュアルには風俗店の例として「スナック等」の記載があり、カラオケについては記載していませんが、営業形態によってはカラオケボックスも風俗店に該当する可能性があります。

そのため、カラオケボックスの店舗にご確認いただくとともに、資格外活動については入国管理局へ、風営法については警察署へお問い合わせください。

▶ (都民の声)

強風の日には自転車ナビマーク上を走行していて怖い思いをした。風にあおられた時に車がきていたら轢かれたかもしれない。雨の日には車に水を引っかけられる。

また、子供と一緒に自転車に乗る場合は、子供は歩道、大人は車道を走らなければならないのか？など、自転車の走行場所は、きちんと自転車側の安全が守られる環境になってから取り締まってほしい。周知をしないで勝手に法整備などしないでほしい。

(対応)

道路交通法及び同法施行令では、歩道に「自転車通行可」の標識がある時や普通自転車の通行の安全を確保するためやむを得ないと認められる時は13歳以上70歳未満の人でも歩道を通行することができるかとされています。

ナビマークの設置や取り締まりの実施は警視庁の所管となりますが、自転車の安全利用を普及啓発していく上で、貴重なご意見として共有させていただきます。

▶ (都民の声)

最近、空き巣に入られたり、いたずらされたりするので、自宅に防犯カメラをつけたい。個人宅に付けるカメラの助成制度等はあるか。

(対応)

東京都では、公道等、不特定多数の往来のある場所に設置する防犯カメラの補助は行っていますが、個人宅に付けるカメラの補助は行っておりません。

なお、区市町村等にて、個別に対応している可能性がございます。